

長崎県教育センター「研究援助」実施要項

1 目的

長崎県教育センターによる研究援助（以下「研究援助」という。）は、県内の各市町教育委員会及び各県立学校、教育研究団体等との連携・協力のもと、教育センターの人的資源・研修講座等にかかる実績を活用して、市町教育委員会の研修、各学校の校内研修や教育研究団体等の活動に対し、出前講座の実施要件※1を満たさない場合に、別途支援を行う。

※1 長崎県教育センターによる出前講座の実施要件等は「長崎県教育センター『出前講座』実施要項」または「出前講座の利用案内」を参照。

2 対象

市町教育委員会、公立学校（公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園を含む）、教育研究団体等、私立学校（私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園を含む）

3 方法

依頼元に教育センター職員が講義・演習や指導助言等を行う。

4 内容

教育センターが開講する各種講座に関わる内容

5 費用の負担

教育センター職員の派遣及びその他実施にかかる費用は、依頼元負担とする。

6 実施要件

- (1) 原則として教職員を対象とすること。
- (2) 実施期間は、原則として5月1日から2月末日までの平日で、教育センター関係職員が対応可能な日時であること。
- (3) 実施時間帯は、午前9時から午後5時までの間であること。

7 留意事項

- (1) 同一校及び同一団体等からの依頼は年1回を原則とすること。ただし、同趣旨の内容で複数回実施される研修等の場合は、可能な範囲で対応することとする。
- (2) 依頼元は実施当日に向けて派遣職員との打ち合わせを十分に行い、充実した研修となるよう準備物等を確認する。
- (3) 研修終了後、申請団体の代表者（責任者等でも可）は、Webサイトよりダウンロードした所定の感想用紙に感想等を記載し、派遣職員に当日手渡すか、企画・次世代型研修推進課アドレスに後日送付する。
- (4) 県及び市町教育委員会の研究指定等や市町教育委員会から指導助言等の依頼に関しては、詳細を聞き取った上で派遣について十分に検討する。
- (5) 自然災害や荒天の対応については、「特別警報および避難勧告等発令時の対応」に準じる。

8 申込み

- (1) 原則として、実施1か月前までに企画・次世代型研修推進課へ電話で申し込むものとする。実施の可否は別途連絡する。（企画・次世代型研修推進課 Tel0957-53-1186）
- (2) 実施が可能な場合には、依頼元は所定の「講師派遣願（公印省略）」を担当へEメールで送付する。

メールアドレス：S403502@pref.nagasaki.lg.jp（1は「エル」）
郵送先：大村市玖島一丁目24-2
企画・次世代型研修推進課 担当者